

栗橋グループホーム翔裕園利用料金表

令和6年4月1日

① 基本料金（介護保険）

（地域区分割合 10.27 円）

要介護度区分	単位	日額		
		1割	2割	3割
要支援 2	749 /日	769 円	1,538 円	2,307 円
要介護 1	753 /日	773 円	1,546 円	2,319 円
要介護 2	788 /日	809 円	1,618 円	2,427 円
要介護 3	812 /日	833 円	1,667 円	2,501 円
要介護 4	828 /日	850 円	1,700 円	2,551 円
要介護 5	845 /日	867 円	1,735 円	2,603 円

② 月額実費料金表（30日利用として）

実費項目	月額	日額
○ 家賃	54,000 円	1,800 円
○ 食費 (朝 320 円 昼 620 円 夕 500 円)	43,200 円	1,440 円
○ 水道光熱費	24,000 円	800 円
○ 共益費	16,500 円	550 円
※ その他費用	理美容費 1,500 円 /回 (希望者)	
右記は、施設が立て替え、ひと月分合算された金額が請求に足されます。	医療費・薬代（医療保険適用時の実費） おむつ代 個人の生活雑貨代 行事参加代（その都度ご案内いたします）	

1か月料金のおおよその目安 （介護保険点数の計算上多少の誤差が生じます）

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援2	¥168,886	¥200,074	¥231,261
要介護1	¥169,032	¥200,366	¥231,700
要介護2	¥170,312	¥202,924	¥235,537
要介護3	¥171,189	¥204,678	¥238,168
要介護4	¥171,773	¥205,847	¥239,922
要介護5	¥172,395	¥207,090	¥241,785

③ 加算料金

(地域区分割合 10.27 円)

加算項目		内容	単位
算定	名称		
	初期加算	入居した日又は30日を超える入院から帰園した日から30日以内の期間算定する	30 /日
	サービス体制強化加算Ⅰ	いずれかに該当 ①勤続10年以上介護福祉士割合25%以上 ②介護福祉士割合70%以上	22 /日
	サービス体制強化加算Ⅱ	介護福祉士割合60%以上で算定	18 /日
	サービス体制強化加算Ⅲ	いずれかに該当 ①介護福祉士割合50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上	6 /日
	医療連携体制加算(Ⅰ)ハ	事業所職員もしくは外部の訪問看護ステーション等と連携し、看護師を1名以上配置。 看護師と24時間連絡体制を確保した場合。	37 /日
	医療連携体制加算(Ⅰ)ロ	事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置。 重度化した場合の対応指針を	47 /日
	医療連携体制加算(Ⅰ)イ	事業所の職員が准看護師のみの場合は外部の医療機関と連携する 定め、家族に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること 事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置。 事業所の職員が准看護師のみの場合は外部の医療機関と連携する	57 /日
	若年性認知症利用者受入加算	40歳以上65歳未満の若年性認知症のケースを受け入れた場合算定	120 /日
	夜間支援体制加算(Ⅱ)	夜間帯の人員体制により算定(2ユニット)	25 /日
	退居時相談援助加算	退居後居宅・在宅サービスを利用する場合、生活相談を行った場合に算定	400 /回
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	訪問/通所リハビリ事業所やリハビリを実施している医療提供施設の医師や理学療法士が事業所を訪問して計画作成担当者と共同で個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を計画的に実施している場合	200 /月
	口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	30 /月
	科学的介護推進体制加算	以下のいずれの要件も満たす。 ①入居者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等、基本情報を厚生労働省に提出 ②サービスの提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供する為に必要な情報を活用している	40 /月
	栄養管理体制加算	管理栄養士(外部との連携含む)が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行う	30 /月
	認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	①事業所または施設における入居者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上 ②対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアをしている ③認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っている。 ④認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる	120 /月
	入院時費用	入院後3カ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受入れ態勢を整えている場合	246 /日
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	①利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している ③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行う	10 /月
	退居時情報提供加算	医療機関へ退居する際、入居者等の同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入居者1人につき1回限り算定	250 /回
	新興感染症等施設療養費	入居者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回連続する5日を限度で算定	240 /日
	高齢者等感染対策向上加算(Ⅱ)	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている	5 /月
	協力医療機関連携加算	①入居者等の症状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している	100 /月
	協力医療機関連携加算	上記以外の場合	40 /月
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	国の定める要件に応じ、該当月の総単位数に応じて算定	18.6%